

各都道府県水道行政担当部（局）担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

### 水道水中の放射性物質の低減方策について

中長期的な水道水の安全性確保に万全を期すため、水道水中の放射性物質対策に係る今後の課題について、平成23年4月から「水道水における放射性物質対策検討会」において検討を行ってまいりましたが、今般、別添のとおり当該検討会の中間報告がとりまとめられましたので、ご参考までに送付いたします。

平成23年3月26日付け事務連絡「放射性物質の拡散による降雨後の表流水取水の抑制・停止等の対応について」において、水道水中の放射性ヨウ素等のレベルを抑えられる可能性のある取組について周知を行ったところですが、貴都道府県水道行政担当部（局）担当者におかれましては、中間報告の第3章「水道水中の放射性物質の低減方策について」に示されている内容を踏まえて、当面、下記のとおり取り組むよう、貴管下の都道府県知事認可水道事業者等に対する周知徹底、指導方お願いいたします。

中間報告に示されている内容のうち、今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針については、平成23年6月30日に開催される厚生科学審議会生活環境水道部会において、審議を頂く予定です。

また、本検討会においても指摘があったように、現在の水道水中の放射性物質に係る指標等は、原子力緊急事態が依然として収束していない状況であることを前提に設定しているものであるため、収束時や平常時における指標等について、食品衛生法に基づく暫定規制値に関する食品安全委員会の評価も踏まえ、食品衛生法の暫定規制値の見直しと合わせて検討していく予定です。

なお、厚生労働大臣認可水道事業者等に対しては、別紙のとおり連絡をしていることを申し添えます。

### 記

1. 放射性ヨウ素に関して、半減期が比較的短期間であることもあり、水道水中の放射性物質の濃度が検出限界未満又は微量になっている状況からすると、粉末活性炭の注入や降雨後の取水量の抑制・停止等の取組の必要性は低くなっており、今後は水道水中の放射性ヨウ素の濃度上昇がみられた場合に限定して活性炭投入等に取り組むこと。

なお、原子力発電所から大量の放射性物質が再度放出された場合においては、放射性物質の影響が及ぶ可能性がある水道事業者等は、水道原水が高濃度時の取水制限、弱塩素処理と粉末活性炭投入を併用する対策の実施により水道水中の放射性ヨウ素の低減化を実施すること。

2. 放射性セシウムに関して、強い降雨時に放射性セシウムを吸着した土壌等が河川に流入し、濁質成分として水道原水中に流入することが予想されるが、水道施設における凝集沈殿及び砂濾過等の浄水処理工程で濁質とともに放射性セシウムを除去することが可能である。このため、今後は、平成18年7月3日付け事務連絡「浄水処理における濁度管理等の徹底について」に示すとおり、浄水施設における濁度管理の徹底に努めること。

以上

担当：厚生労働省健康局水道課水道水質管理室  
電話：03-5253-1111（内線4033、4032、4034）

各厚生労働大臣認可 (水道事業者  
水道用水供給事業者) 御中

厚生労働省健康局水道課

### 水道水中の放射性物質の低減方策について

中長期的な水道水の安全性確保に万全を期すため、水道水中の放射性物質対策に係る今後の課題について、平成23年4月から「水道水における放射性物質対策検討会」において検討を行ってまいりましたが、今般、別添のとおり当該検討会の中間報告がとりまとめられましたので、ご参考までに送付いたします。

平成23年3月26日付け事務連絡「放射性物質の拡散による降雨後の表流水取水の抑制・停止等の対応について」において、水道水中の放射性ヨウ素等のレベルを抑えられる可能性のある取組について周知を行ったところですが、貴事業者におかれましては、中間報告の第3章「水道水中の放射性物質の低減方策について」に示されている内容を踏まえて、当面、下記のとおり取り組むようお願いいたします。

中間報告に示されている内容のうち、今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針については、平成23年6月30日に開催される厚生科学審議会生活環境水道部会において、審議を頂く予定です。

また、本検討会においても指摘があったように、現在の水道水中の放射性物質に係る指標等は、原子力緊急事態が依然として収束していない状況であることを前提に設定しているものであるため、収束時や平常時における指標等について、食品衛生法に基づく暫定規制値に関する食品安全委員会の評価も踏まえ、食品衛生法の暫定規制値の見直しと合わせて検討していく予定です。

### 記

1. 放射性ヨウ素に関して、半減期が比較的短期間であることもあり、水道水中の放射性物質の濃度が検出限界未満又は微量になっている状況からすると、粉末活性炭の注入や降雨後の取水量の抑制・停止等の取組の必要性は低くなっており、今後は水道水中の放射性ヨウ素の濃度上昇がみられた場合に限定して活性炭投入等に取り組むこと。

なお、原子力発電所から大量の放射性物質が再度放出された場合においては、放射性物質の影響が及ぶ可能性がある水道事業者等は、水道原水が高濃度時の取水制限、弱塩素処理と粉末活性炭投入を併用する対策の実施により水道水中の放射性ヨウ素の低減化を実施すること。

2. 放射性セシウムに関して、強い降雨時に放射性セシウムを吸着した土壌等が河川に流入し、濁質成分として水道原水中に流入することが予想されるが、水道施設における凝集沈殿及び砂濾過等の浄水処理工程で濁質とともに放射性セシウムを除去することが可能である。このため、今後は、平成18年7月3日付け事務連絡「浄水処理における濁度管理等の徹底について」に示すとおり、浄水施設における濁度管理の徹底に努めること。

以上

担当：厚生労働省健康局水道課水道水質管理室  
電話：03-5253-1111（内線 4033、4032、4034）